

記者発表事項（個別公表）

令和8年10月6日

件 名	後期高齢者医療制度被保険者に係る負担区分誤り		
発生(判明)日	令和8年9月15日		
個人情報漏えいの有無	有 ・ ☒ 無	うち、マイナンバー関連の有無	有 ・ ☒ 無
金額、件数等	対象者 15人		
概要	後期高齢者医療制度においては、加入者の所得区分によって一部負担割合（1割、2割、3割）が異なります。 この負担割合については、収入状況が判定ライン前後の被保険者の一部についてはシステムで自動判定が行われなかったため、宮崎県後期高齢者医療広域連合から送付されるリストを基に、職員が所得状況を調査し、所得区分を判定したうえで、所得情報とあわせて所得区分を後期高齢者医療のシステムに入力する必要があります。 今年度、6月上旬に広域連合から調査対象者522名のリストが送付されたため所得状況等を調査し、システムへの入力を完了させ8月の年度更新後に各被保険者の負担割合が確定しました。 また、この業務については毎月、75歳に到達し後期高齢者医療制度へ移行する方について同様の処理を行う必要があるため、10月に75歳に到達する方の所得区分の判定を行う際に、判定基準を再度確認したところ、6月に実施した所得区分の判定において疑義が生じたため、改めて各マニュアルに基づき再調査した結果、15名の被保険者について6月に実施した所得区分の判定が誤っており、本来2割となる一部負担割合が1割となっていることが判明しました。		
対 応	対象者の負担区分の再確認を行い、9月28日から対象者に連絡し、お詫びとご説明を行い正しい負担区分の入力処理を行った。 8月、9月の医療機関受診者に対しては診療報酬請求が提出された後に差額のご負担についての説明文書等を送付する予定。		
原 因	マニュアルはあったが、負担区分判定の基礎となる入力項目及び判定基準に関する記載がなく、担当者が同時に所得情報を入力することにより負担区分が正しく判定されるものと誤認していた。 また、係内で業務の実施状況を確認し、組織としてミスを防止する体制が確立できていなかった。		

再発防止策	・これまでの手作業による確認作業を見直し、対象者リストを基に各被保険者の課税情報等を出力し、表計算ソフトを活用して自動判定する仕組みを構築する。 ・ミスを防止するため、この処理を行った後に目視により課税情報等の再確認処理を行った上で、後期高齢者医療システムに負担区分を入力する。 ・既存の各業務マニュアルにシステムの負担区分に対応した説明を記載した更新版を作成する。あわせて、業務が終了した後に起案し、総務係給付担当確認の後に課長決裁を受け、組織全体で相互チェックできる体制を作る。
問合せ先	市民環境部 国民健康保険課 賦課係 電話番号：２２－７０５７（内線２５１２）